

令和２年度広島県固定資産評価審議会議事録

1 日 時 令和２年１２月２日（水） １３時３０分から１４時３０分まで

2 場 所 広島市中区胡町４-21
広島県自治総合研修センター 第３研修室

3 出席委員 沖田政人委員，熊野留美子委員，児玉真美委員，神岡正浩委員，
竹内貴子委員，富澤清治委員，仁王頭毅委員，福田由美子委員

4 議 題 （１）会長の選出
（２）令和３年度固定資産（土地）の基準地価格（案）について

5 担当部署 広島県総務局税務課市町税政グループ
TEL 082-513-2329（ダイヤルイン）

6 会議内容

（１）会長の選出について

- 仮議長（税務課長）の議事進行により，仁王頭毅委員を委員の互選で会長に選出した。
選出後は会長により議事を進行した。

（２）令和３年度固定資産（土地）基準地価格（案）について

- 事務局から，説明資料により諮問案について説明。質疑応答の概要は次のとおり。

（委 員） 現在，新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響により様々な状況が変化している。

このような状況下においても，３年に一度の評価替えという仕組みは変わらないのか。その場合，適正な価格であるかどうかの判断が困難な状況にあるような気がするが，そこはどう考えればよいのか。

（事務局） ３年に一度の評価替えという仕組みは法律で定められており変わるものではない。

ただし，コロナの影響により，事業者の方々が大変苦しい思いをしている状況下において，税額が増えることに対する様々な意見等が報じられているところでもある。そこで，評価自体はその仕組みの中で行っていくけれども，最終的な税額をどうするかについては，現在，国の方で税制改正プロセスにおいて議論されているところである。

（事務局） 補足として，基本的には３年に一度評価替えをし，次の評価替えまではその価格に据え置くことになるが，その間に相当の地価の下落がある場合，これはコロナに限るものではないが，その場合は，ある程度簡易な方法により，その価格を下落修正するという事も仕組みとしては存在している。

(委 員) 地価が上昇した際には、負担調整がされており、急激に税額が上がるようなことはないと思う。市の方から説明を受け、それは重々承知しているが、大変な思いをしている事業者の方々と常日頃接している中で、このコロナ禍において価格が上昇するというのは納得がいかないという意見をよく耳にする。何らかの答えを求めるわけではないが、そういった実情がある。

(事務局) 固定資産税というのは事業の浮き沈みに関わりなく固定費としてかかる費用であろうかと思う。現在、国の方で来年度の税制改正に向けた作業が進められており、その中で固定資産税についても議論されており、我々も注視しているところである。

(委 員) 田、畑、山林について、全国も広島県も価格変動なしとのことだが、価格というものが必要との絡みで設定されるとすれば、いくら日当たりが良くてもそこにあまりニーズがなければ価格は下がるものではないのか。

(事務局) 現在の固定資産評価額の価格水準は、実勢価格に比較して田が 19%、畑が 14%、山林が 46%となっているため、実勢価格の下落が固定資産評価額の引き下げにつながる状況にないと考えられる。

なお、農地等はその生産力等が変化することにより価格が変動するので、ほ場整備等により形質の変化等があれば価格が変動するものである。

(委 員) 現在、広島市などいろいろな自治体で立地適正化計画を策定し、居住の誘導等色分けがされているが、それに連動して、その計画が策定される前と後では価格の変動があるのか。

(委 員) 市街化調整区域等のような法律上の規制・制限等があると価格が大きく変動するというものはあるが、立地適正化計画というのは市町が状況をみて決めるものであり、それをもって価格が大きく変動したという事例は私の知る限りで見られない。

○ 質疑応答後、諮問案のとおり決定されることが適当である旨を知事に答申することに決定された。

- 7 会議資料 <諮問書>
 令和3年度固定資産（土地）基準地価格（案）
 <説明資料>
 参考資料